

財団法人 大阪労働協会寄附行為

昭和 21 年	5 月 25 日	大 阪 府 指 令 教 労 第 25 号
昭和 25 年	11 月 30 日	労 働 省 収 労 第 56 号 変 更
昭和 28 年	3 月 31 日	労 働 省 収 労 第 153 号 変 更
昭和 49 年	8 月 21 日	大 阪 府 指 令 労 働 第 293 号 変 更
昭和 54 年	5 月 12 日	大 阪 府 指 令 労 働 第 103 号 変 更
昭和 55 年	1 月 8 日	大 阪 府 指 令 労 働 第 500 号 変 更
平成 17 年	4 月 1 日	大 阪 府 指 令 労 政 第 2312 号 変 更
平成 21 年	2 月 1 日	大 阪 府 指 令 労 政 第 1941 号 変 更

第 1 章 名 称

第 1 条 本協会は、財団法人大阪労働協会と称す。

第 2 章 目 的

第 2 条 本協会は、労働者の地位、人格の向上を図り労働組合の健全なる発展と民主的な労使関係の確立を助長するを目的とする。

第 3 章 事 務 所

第 3 条 本協会の事務所は、大阪市中央区北浜東 3 番 14 号に置く。

第 4 章 資 産

第 4 条 本協会の資産は、別表目録による財産及び寄附金、補助金並に事業収入、その他の収入を以てす。

第 4 条の 2 本協会の資産を分ちて基本財産と普通財産の 2 とする。基本財産は、これを費消し又は処分することを得ない。但し、本協会の事業遂行上止むを得ない事由ある場合は、理事会の議決を得且つ主務行政庁の認可を得て、

その一部を処分することができる。

第 5 章 事 業

第 5 条 本協会は、第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 健全なる労働組合の育成に関する事業
- (2) 第 2 条の目的に添う事業の受託管理運営並に附帯業務
- (3) 労働に関する教育並に指導相談に関する事業
- (4) 労働条件の改善に関する研究及び資料の蒐集
- (5) 民主的労使関係の樹立に関する調査、研究等の事業
- (6) 労働者の福祉厚生に関する事業
- (7) 厚生労働大臣の許可を得て行う職業紹介事業
- (8) その他協会の目的達成に必要な事業

第 6 章 役 員

第 6 条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 理 事（理事長を含む）8 名以上 15 名以内
- (3) 監 事 2 名

2 本協会の運営上理事会において必要と認めるときは、専務理事又は常務理事 1 名を置くことができる。

第 6 条の 2 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長は、理事の互選により定める。

3 専務理事又は常務理事は、理事の中から理事会の同意をえて、理事長が委嘱する。

4 理事は、労働者の立場にある者、使用者の立場にある者、学識経験者の 3 者を以って当てる。労働者の立場にある者と使用者の立場にある者の理事数は、

同数とする。

5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

第6条の3 理事長は、本協会を代表し、会務を総理する。

2 専務理事又は常務理事は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事又は常務理事を置かない場合、理事長事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会の同意を得て、理事長が指定した理事がその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

第6条の4 本協会に顧問を置くことができる。顧問は、必要により理事長が委嘱する。

第7条 役員の任期は、3年とし重任を妨げず。役員に欠員を生じたるときは、所定の手続を経て、速に補充するものとする。補欠により就任したる者の任期は、前任者の残期間とする。任期満了後と雖も後任者の就任する迄の残務を行う。

第7章 運 営

第8条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

第8条の2 理事会は、理事を以て構成する。

第8条の3 削 除

第9条 理事会は、半数以上の理事出席し、会務を審議する。理事会の議決は、理事の多数決とし、可否同数なるときは、議長の裁決に従うものとする。

第10条 削 除

第11条 理事会の討議すべき事項次の如し。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画其他重要事務の決定
- (3) 本協会の解散及び寄附行為の変更
- (4) 役員の推せんに関する事項
- (5) 其他必要と認むる事項

第 11 の 2 理事会の招集は、開会の日前、少くとも 5 日までに議題及びその趣旨の概要、日時、場所を記載した書面を以て理事、監事の住（居）所に通知せねばならない。但し、緊急招集の必要あるときは、最善便宜の方法を以て通知するものとする。

第 11 条の 3 削 除

第 12 条 削 除

第 8 章 事 務

第 13 条 本協会の事務を処理する為、事務局を設け局長其他所要の職員を置く。局長は、理事長の指揮を受け事務を処理する。

第 14 条 事務局及び職員に関する規定は、別に定む。

第 9 章 会 計

第 15 条 本協会の経費は、普通財産をもって支弁する。会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 15 条の 2 本協会の決算は、その年度終了後、監事の監査を経て、理事会の承認を得ねばならない。

第 16 条 削 除

第 16 条の 2 年度末決算剰余金は、これを翌年度の歳入に編入するものとする。但し、全部又は一部を基本財産に編入することを妨げない。

第 10 章 附 則

第 16 条の 3 本寄附行為は、理事 3 分の 2 以上出席し、出席理事 3 分の 2 以上の同意を得且つ主務行政庁の認可を受けるにあらざれば変更することができない。

第 16 条の 4 本協会は、理事全員の同意を得たときは、解散することができる。

前項の場合は、資産は、理事会の議決を得且つ主務行政庁の認可を得て本協会と同一若しくは、類似の目的を有する事業を行うものにこれを寄附するものとする。

第 17 条 本寄附行為施行に関し必要なる細則は、理事会の議決を経て別に之を定むる。

第 18 条 本協会設立当時の役員は、次の通りとする。

理 事	関	二 郎
理 事	前 田	種 男
理 事	小田原	益 人
理 事	梶 原	三 郎
理 事	桃 谷	嘉四郎
理 事	藤 田	敬 三
理 事	金 正	米 吉
理 事	後 藤	清
理 事	村 尾	重 雄
監 事	加 藤	正 人
監 事	仲 橋	喜三郎

附 則

この寄附行為は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。なお、この改正は、現に就任している理事長、理事、監事の地位及び任期には影響をおよぼさないものとする。